

海津市道の駅直売所運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海津市道の駅「クレール平田及び月見の里南濃」（以下「道の駅」という。）の管理人（以下「駅長」という。）及び農林水産物等出荷登録者が道の駅に設置する直売所の運営に関する役割分担並びに施設の管理運営について定めるものとする。

(定義)

第2条 農林水産物等とは、農林水産物、花卉・苗類、農林水産物加工食品、その他の農林水産物加工品及び商工業品等（以下「農林水産物等」という。）をいう。

2 出荷登録者とは、海津市と委託販売契約を締結した者（以下「出荷登録者」という。）をいう。

第1章 駅長の責務

(運営)

第3条 駅長は、農林水産物等の委託販売に関して、以下の事業を実施するものとする。

- (1) 農林水産物等の安定した提供を目的とした出荷調整
- (2) 農林水産物等の安全性確保の徹底
- (3) 農林水産物等の品質及び技術の向上
- (4) 農林水産物等の宣伝及び販売促進活動

2 駅長は、前項に掲げる事業の推進を図るため、出荷登録者を構成員とする連絡組織を構築することができる。

(登録者番号の発行及び連絡等)

第4条 駅長は、出荷登録者に対し登録者番号を指定し、商品の出荷及び販売管理に用いる登録者番号を発行することとする。

2 出荷販売データの照合等は指定された登録者番号により行うものとする。

3 出荷登録者への連絡及び通知は、駅長が道の駅に設置する連絡掲示板（以下「掲示板」という。）及びその他の連絡手段を活用し、迅速かつ適切に行うものとする。

(販売方法)

第5条 直売所での販売は原則として委託販売とし、バーコードラベルを農林水産物等1単位あたり1枚ずつ貼付する。

2 バーコードラベルがはがれていた場合や、汚損して読み取れないものは販売し

ない。

3 直売所での個人取引は禁止する。

(販売品)

第6条 直売所の販売品は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 出荷登録者から販売委託された農林水産物等
- (2) 出荷登録者の登録品目以外、または登録品目であっても時節的に不足しているものを駅長が仕入れ販売する農林水産物等
- (3) その他、駅長が地域振興上、必要と認めたもの
- (4) 前各号の規定にかかわらず、駅長が適さないと判断したものは、出荷登録者と協議し、販売を中止することができる。

(出荷数量の制限)

第7条 駅長は、季節又は品目により農林水産物等の過剰出荷が予想されるときは、1 出荷登録者当たりの出荷数量を制限することができる。

- 2 前項により出荷数量を制限する場合は、事前に掲示板に掲示又は当該出荷登録者に連絡するものとする。

(出荷)

第8条 駅長は、出荷登録者が農林水産物等を出荷する際に、品質、食品表示等のチェックを行う。

- 2 前項のチェックの結果、駅長が販売に不相当と判断した商品は、出荷を拒否又は既に陳列されている商品の撤去を行うことができる。

(表示価格の是正)

第9条 駅長は不当な価格競争を回避するため、農林水産物等の表示価格が市場価格と比較して著しく均衡を欠く場合は、当該出荷登録者に表示価格の是正を求めることができる。

(商品の陳列)

第10条 駅長は、商品の陳列について、消費者が商品を購入しやすいよう適宜商品の整理整頓に努め、商品の配置を工夫しなければならない。

- 2 駅長は、消費者が商品を購入しやすいよう適宜商品の移動又は出荷登録者に対し商品の移動を指示することができる。
- 3 駅長は、包装又は表示が不完全な商品や販売に不相当と判断した場合は、当該商品の搬入を拒否又は既に陳列されている商品の撤去を行うことができる。

(商品管理及び販促)

第11条 駅長は、農林水産物等の商品紹介を作成及び掲示するものとする。

2 冷凍又は冷蔵が必要な加工品には冷凍又は冷蔵機能を持つ陳列ケースを設置し、温度管理に十分配慮するものとする。

3 駅長は直売所内の農林水産物等に傷み、劣化、腐敗、安全性への懸念などがあると判断した場合は、当該商品を撤去することができる。

4 駅長は商品の管理に十分注意し、駅長の責に帰すべき事由により商品に損害が発生した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、万引き、盗難、火災、自然災害等道の駅の責に帰することのできない理由で発生した損害については、その賠償を行わないものとする。

(商品の引き取り)

第12条 駅長は、委託販売期間後に売れ残った商品について、出荷登録者自身に引き取らせるものとする。

2 第8条第2項、第10条第3項及び前条第3項により撤去した農林水産物等については前項の例によるものとする。

(残留農薬検査の実施)

第13条 駅長は、出荷された農林水産物等について、必要に応じて残留農薬検査を行うことができる。

2 駅長は前項の検査の結果、法令に違反する残留農薬が検出されたときは、当該商品の出荷登録者が生産する農林水産物等の全ての取扱いを直ちに停止するものとする。

(苦情対応)

第14条 直売所で販売した商品に対して消費者から苦情及び返品があった場合、駅長が対処することを原則とする。

(指導及び勧告)

第15条 駅長は、出荷登録者に次の各号に定める行為があると認めたときは指導又は勧告を行うことができる。

(1) 出荷した農林水産物等に欠陥(劣化、病虫害、腐敗、量目不足、粗悪品等)があったとき。

(2) この要領及び委託販売契約書に定める事項を遵守しないとき。

(出荷停止及び登録解除)

第16条 駅長は、出荷登録者に次のいずれかの行為があったときは、当該出荷登録者に対し、出荷停止又は出荷者登録の解除をすることができる。

- (1) 事前の連絡又は相談なく繰り返し第12条に定める売れ残り商品を引き取らなかったとき。
- (2) 繰り返し第14条に定める苦情対応を怠ったとき
- (3) 繰り返し第15条に規定する行為をしたとき
- (4) 繰り返し前条に定める指導又は勧告に従わないとき
- (5) 未登録又は適用外農薬の使用、残留農薬基準への違反があったとき
- (6) 正当な理由なく、駅長の指示に従わないとき
- (7) その他、直売所の営業を妨げる行為又は直売所の信用を傷つける行為を行ったとき

(販売管理、販売手数料及び精算)

第17条 駅長は、直売所における商品の直接値引きはしないものとする。

2 駅長は、販売代金の清算を出荷登録者ごとに集計し、当月売上分を翌月15日(休日の場合は前営業日)に、出荷登録者が指定する口座に振り込むものとする。

3 前項に定める販売代金から次の代金を差し引いた金額を振り込むものとする。

- (1) 販売手数料
- (2) 1枚あたり1円のバーコードラベル発行実費
- (3) 口座振込手数料

4 駅長は委託販売にあたっては次の表に定める販売手数料を徴収するものとする。

品目		市内販売手数料	市外販売手数料
農林水産物、花卉・苗類、農林水産物加工食品及びその他の農林水産物加工品	出荷登録者が自ら生産又は加工・製造するもの	税込販売額の15%	適用しない
農林水産物、花卉・苗類、農林水産物加工食品及びその他の農林水産物加工品	市場等からの仕入れ	税込販売額の25%	適用しない
商工業品等		税込販売額の15%	税込販売額の25%

(個人情報の利用目的)

第18条 駅長は、出荷登録者の個人情報、販売、精算及び決済にかかる情報を適切に管理し、紛失、漏洩、改変等の危険防止に努めなければならない。

2 駅長が保有する出荷登録者の個人情報は、農林水産物等の委託販売に関すること以外には使用しない。

第2章 出荷登録者の責務

(登録の条件)

第19条 第6条に定める項目の出荷登録者の条件は次のとおりとする。

- (1) 農林水産物、花卉・苗類、農林水産物加工食品、その他の農林水産物加工品
 - ①海津市民
 - ②駅長が必要と認める個人・法人等
- (2) 商工業品
 - ①事業所が海津市内にある法人・団体
 - ②駅長が必要と認める個人・法人等

(登録手続き)

第20条 出荷登録者は、出荷者登録申込書(様式1)、誓約書(様式2)、委託販売契約書(様式3)を駅長へ提出するものとする。

- 2 農林水産物を出荷する者は、出荷計画書(様式4)を駅長へ提出しなければならない。
- 3 出荷登録者と販売代金の振込口座名義は、原則同一名義とする。

(出荷登録者番号の発行)

第21条 出荷登録者は、駅長が発行する出荷登録者番号を使用して商品の出荷を行うこととする。

(商品の販売方法)

第22条 出荷登録者が出荷する農林水産物等の販売方法は、委託販売方式とする。

(出荷商品)

第23条 出荷登録者が直売所に出荷できる農林水産物等の品目は、出荷者登録申込書(様式1)に記載のとおりとする。

(栽培管理作業日誌の作成及び提出)

第24条 農林水産物等を出荷する者は、栽培品目別に栽培管理作業日誌(様式5)を作成し出荷する2日前までに駅長へ提出しなければならない。

- 2 栽培管理作業日誌の提出がない商品は出荷できない。

(農林水産物等加工食品の取扱い)

第25条 農林水産物加工食品は、保健所の許可を受けた施設で製造したものであって、食品表示法で定められた表示をした商品以外は出荷できない。

- 2 未加工かつ乾燥した農林水産物は、食品表示法で定められた表示をした商品以外は出荷できない。

- 3 出荷登録者は、農林水産物加工食品の製造に際し、主原料及び材料は、可能な限り海津市産品を使用するよう努めることとする。
- 4 出荷登録者は、農林水産物加工食品を出荷する際には、次の書類等を駅長に提出することとする。ただし、第2項の農林水産物は第4号の書類を駅長に提出することとする。
 - (1) 食品営業（製造）許可書又は営業報告書の写し
 - (2) 食品衛生責任者の資格を証する書類の写し
 - (3) 製造物責任保険（PL保険）の写し
 - (4) 食品表示法による表示が明記された加工品の現物と写真
- 5 食品表示のラベルは、出荷登録者が作成し、商品に貼付することとする。

（出荷）

- 第26条 出荷登録者は、駅長が指定する入口より商品を搬入し、出荷しなければならない。
- 2 出荷時間は原則として午前7時から午前8時までとする。ただし、出荷状況に応じて、駅長が追加搬入を特に要求した場合、この限りではない。
 - 3 出荷の際には、指定の名札を着用しなければならない。

（表示価格）

- 第27条 出荷登録者は、第9条に定める場合を除き、農林水産物等の販売価格について出荷登録者個々の判断で自由に決めることができる。
- 2 表示価格は、10円刻みで設定し、消費税込みとする。

（バーコードラベル及び食品表示ラベル）

- 第28条 出荷登録者は、駅長が指定するバーコードラベルを貼付することとする。
- 2 バーコードラベルは、直売所備え付けのバーコード発行機を使い、出荷登録者自身で発行及び貼付することとする。
 - 3 販売価格を変更する場合は、バーコードラベルを再発行のうえ、貼り替えることとし、手書き等による訂正又は加筆をしてはならない。
 - 4 バーコードラベルを貼り替える際は、当該農林水産物等を出荷作業所に引き下げてから行うこととする。
 - 5 バーコードラベル代は、出荷登録者の負担とする。
 - 6 バーコードラベルは、当該直売所以外では使用しない。

（包装及び陳列）

- 第29条 出荷登録者は、商品を出荷登録者自身で一商品ずつ包装するか、結束テープ等を使用してバーコードや表示ラベルを貼れるようにすることとする。
- 2 出荷登録者は、商品を包装する際、混入事故を未然に防ぐため、ホッチキスを

使用してはならない。

- 3 出荷物の納入陳列は各自で行う。
- 4 陳列の割り込みはしない。出荷マナー（他人の出荷品に触れない、移動させない等）を守ること。
- 5 陳列方法については、駅長の指示に従う。
- 6 陳列台、陳列棚以外（通路等）への陳列は原則しない。但し、特別な事情がある場合は、駅長の指示に従う。
- 7 出荷物が過剰となる恐れがある場合は、駅長の指示に従う。

（残留農薬）

第30条 出荷登録者は、農林水産物の栽培における農薬使用にあたっては、その使用基準及び残留農薬基準に細心の注意を払うものとする。

（出荷物の盗難）

第31条 出荷物が盗難等により精算することができない物については、出荷登録者の負担とする。

（苦情対応）

第32条 苦情及び返品によって何らかの経費が発生した場合、その責が出荷登録者に起因する場合には、原則として出荷登録者がこれを負担するものとする。

（商品の引き取り）

第33条 出荷登録者は、委託販売期間後に売れ残った商品を出荷登録者自身で引き取らなければならない。

- 2 委託販売期間は、出荷日を起算日とする。
- 3 商品ごとの委託販売期間の基準は、下表のとおりとする。

品 目		委託販売期間
農林水産物	①日持ちしない軟弱野菜、果実等	1日
	上記以外の農林水産物	2日以上
花卉・苗類		2日以上
農林水産物 加工食品	①食品衛生法上、常温での陳列を1日とする商品	1日
	②冷蔵又は冷凍による陳列が必要な商品	賞味期限内
	①②以外の商品（食品衛生法上、常温での陳列を2日以上とする商品）	2日以上 ただし、賞味期限内
その他の農林水産物加工品		駅長と協議
商工業品	①食品衛生法上、常温での陳列を1日	1日

	とする商品	
	②冷蔵又は冷凍による陳列が必要な商品	賞味期限内
	①②以外の商品（食品衛生法上、常温での陳列を2日以上とする商品）	2日以上 ただし、賞味期限内
その他の商工業品		駅長と協議

- 4 出荷物の販売残品は、出荷者自らの責任において速やかに処理する。委託販売期間終了当日の閉店前（閉店30分前から）又は翌日出荷時に必ず持ち帰ること。
- 5 前項に規定する以外の日時に引き取りを希望する場合は、事前に駅長の了解を得ることとする。

（イベントへの参加）

第34条 出荷登録者は、道の駅の活性化及び出荷品目の販売機会の拡大を図るため、駅長が企画し実施するイベントに、その趣旨を理解し、可能な範囲で積極的に協力するよう努めるものとする。

- 2 イベントへの協力に関する詳細は、必要に応じて駅長と出荷登録者間で協議を行うものとする。

第3章 その他

（その他）

第35条 この要領に定めのない事項又はその内容に疑義が生じた場合は、駅長が関係者と協議のうえ決定する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。